

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十二月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和元年十月三十一日

指令川建セ第〇八三〇〇〇〇三一号

二 検査済証番号

令和元年十二月四日

川建セ第〇一〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字用土字平原五千五百七十番、五千六百二十六番一、五千六百二十七番一、五千六百二十八番、五千六百二十九番一、五千六百三十一番一、五千五百六十三番一、五千五百六十四番一、五千五百六十五番一、五千五百六十六番、五千五百六十七番、五千五百六十八番、五千五百六十九番、五千五百七十三番一、五千五百七十四番一、五千五百七十五番、五千五百七十六番一、五千五百七十七番一、五千五百七十番二、五千五百七十番三、五千六百二十九番四、五千六百三十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岐阜県中津川市蛭川五千三百二十八番地の一

日本セキノー株式会社 代表取締役 安藤 知廣